

保養所利用補助金支給のご案内

保養所利用補助金を下記要領にて支給します。

＜ 契約保養所はありません。どこの宿泊先でもご利用いただけます。 ＞

1. 利用期間 毎年度 4月 1日 ～ 3月31日の間の宿泊分

※ 4月15日までに到着するよう申請してください。

2. 申請・支給回数 1回 / 年度

3. 支給対象者 当組合加入の被保険者(本人) 及び 被扶養者(家族)

4. 補助金額 ◎大人 3,000 円 ※宿泊料 5,000 円以上 / 1泊食事代込 / 1人
(大人＝中学生以上)

本人が同行する旅行
のみ対象となります

◎小人 1,500 円 ※宿泊料 3,000 円以上 / 1泊食事代込 / 1人

※ 上限:1家族3名分/回まで (本人&扶養家族2名まで)

注意! 各種ポイント等利用時は宿泊料合計からマイナスとなります。

5. 申請方法

当組合書式の『保養所利用補助金請求書』へ記入・捺印の上、①宿泊料、②宿泊者人数および③宛名(被保険者の名前)の明記された領収書(原本)を添付して、ご提出ください。①～③の記載のない領収書での申請は無効となります。ご注意ください。

※注意事項
必ずお読み
ください!!

※ 申請は、被保険者毎、必ず手書きで記入してください。(印字不可)
社員同士での旅行の場合は、各々領収書を発行してもらってください。
やむを得ず領収書が1枚の場合は、宛名を請求代表者1名の名前でいい、
補助金請求書は各々記入し、代表者がまとめて提出してください。

※ 領収書の宛名は、被保険者の名前に限ります。

※ 領収書の明細があれば、一緒に添付してください。

※ ツアーで行かれた場合や、旅行代理店で予約・支払をした場合は
日程表等の写(宿泊施設名が明記されたもの)を添付してください。

6. 支給方法

被保険者ご本人宛に、所属事業所経由で支給いたします。

【 健保 → (当月末) → 所属事業所 → (翌月) → 被保険者 】

※ 事業所によって支給方法(口座振込 or 現金手渡し)が異なります
ので、詳細は所属事業所の担当窓口にてご確認ください。